

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成27年 第 4 号
受付日	平成27年 8月26日
送付日	平成27年 8月26日
答弁受理日	平成27年10月 8日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	藤田真信
所管部局	教育委員会

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

四日市市学校評価システムにおける「自己評価」について、別紙の通り質問致します。

本市においては、平成 17 年「四日市市学校教育ビジョン」が策定されました。その後、平成 22 年「第 2 次四日市市学校教育ビジョン」が策定され、「生きる力」「共に生きる力」をはぐくむという基本理念の下、8 つの重点目標を設定し、体系的な教育に取り組んで頂いております。

また、その間、平成 19 年 6 月に学校教育法及び学校教育施行規則の改正により、学校評価及び情報提供に関する事項が定められました。さらに、平成 22 年 7 月には、文部科学省から学校の第三者評価の在り方に関する記述を充実した「学校評価ガイドライン」が改定されました。

それを受けて、本市においても、平成 23 年 3 月、学校評価が学校経営の改善と発展をめざすための取組みとして機能するよう、また、学校評価にかかわる課題の解決の一助となる指針として「学校評価ガイド」が策定され、「学校評価システム」のさらなる充実が図られてきました。

そこで、本市における「学校評価システム」の取組みについて、以下の通り質問させていただきます。

(1)各学校の評価システムの評価の構成は以下のようになっております。

- 1.学校づくりビジョンの重点目標の達成に基づく評価(自己評価書)
- 2.学校教育活動の評価(学校教育指導方針に基づく評価)
- 3.学校経営手法の診断(学校経営品質に基づく評価)
- 4.学校関係者評価(保護者・地域住民等が行う評価)

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ①上記の4を除く各評価は、1～4の4段階評価が採用されております。この1～4の評価は、4が十分、3が概ね十分、2がやや不十分、1が不十分との評定となっておりますが、この評定は、具体的に何か一定の基準をもとに評価されているのでしょうか。それとも作成者の裁量に委ねられているのでしょうか。
- ②上記1の自己評価書は、多くの学校のほとんどの重点目標で3(概ね十分)との評価になっております。また、例年ほとんど評価に変化が無いようですが、評価を数値化することの実効性はあるのでしょうか。

(2)「学校評価」の今後の方向性について、平成 26 年 9 月に教育委員会によって公表された、平成 25 年度版「四日市市学校教育白書」において、「学校評価」の今後の方向性について、以下の通り記載されております。

- 「学校評価ガイド」の活用を進め、3 つの自己評価を相互に関連付けながら整理していくとともに、「自己評価」によって明らかになった成果と課題を各校・園のビジョンに反映させ、学校改善に取り組んで参ります。
- 「学校関係者評価」が、保護者や地域の皆さんと共によりよい学校をつくるための取組につながるよう、情報提供を進めていきます。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ①「自己評価」によって明らかになった成果と課題がビジョンに反映され、学校改善に繋がった事例がありましたらご説明下さい。園・小学校・中学校の全校の中でどれくらいあるのでしょうか。
- ②①のような具体的な改善事例は、同じような目標設定を行っている他校に対して、情報共有がなされ、他校の学校改善にも活かされているのでしょうか。
- ③「学校関係者評価」が、保護者や地域の皆さんとよりよい学校を創るための取組に繋がった事例がありましたらご説明下さい。

④③のような具体的な事例が、同じような目標設定を行っている他校に対して、情報共有がなされ、他校の取組みにも活かされているのでしょうか。

⑤④のための「情報提供」を進めてきた具体的な事例の内容は、どのようなものがあるのでしょうか。

各学校の「学校評価システム」における PDCA サイクルの充実や情報公開によって保護者や地域に説明責任を果たしていただくだけでなく、各学校どうしの情報共有を進め、ある学校の良い事例が他校の取組みにも活かされていくようなしくみづくりを求めて質問を終わらせて頂きます。